

## 刑法改正等を踏まえた青少年の性被害防止対策等について

### 1 要旨・目的

刑法改正を踏まえ、青少年の性被害防止対策について検討を進めているところであり、有識者等の意見聴取の状況や今後の進め方について報告する。

### 2 現状・背景

- 本年6月、刑法が改正され、同意のない性行為は犯罪であることがより明確化されたほか、性交同意年齢の引き上げや、わいせつ目的での面会要求罪・性的な映像の送信要求罪の新設等が行われ、7月13日に施行された（概要は別紙のとおり）。
- 本県においても、インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNSを通じて知り合った相手と面会し被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が発生している状況にある。
- 改正刑法の抑止効果が発揮されるよう、法の内容及び被害相談窓口の周知について、県ホームページへの掲載、SNSによる発信、市町への広報資料配布等を実施している。

### 3 概要

#### (1) 対象者

県民

#### (2) 実施内容

##### ア 有識者への意見聴取

##### (ア) 聴取先

広島県青少年健全育成審議会委員、学識経験者等

##### (イ) 主な意見

- ・ 被害の未然防止のため、被害の多い中高生のうち、刑法の面会要求罪等の保護対象から外れている年齢についても、保護するための規制が必要ではないか。
- ・ 18歳未満の青少年は、社会経験が十分でなく、意思決定や判断能力もなお脆弱であり、性的行為に伴う責任も十分果たせないと思われることから、健全育成を阻害する行為から保護すべきと考える。
- ・ インターネット利用に伴う被害を防止するため、保護者に端末契約時等にフィルタリングの必要性や利用しない理由を考慮してもらう機会を作ることは必要ではないか。
- ・ 青少年の違反行為に対しては、罰則による対応よりも、教育等の方法によって、規範を守る大人に育てることが大切ではないか。

イ 検討状況

有識者の意見等を踏まえ、広島県青少年健全育成条例について改正の検討を進めていく。

(7) わいせつ目的での面会要求行為、性的な画像等の送信要求行為の規制

改正刑法で 16 歳未満の者に対する面会要求罪及び映像送信要求罪が新設されたが、被害が多く発生している 16、17 歳が保護されないため、18 歳未満を保護対象として、条例により規制（罰則付き）

(イ) 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリング提供に係る規制）

インターネットを介した被害に遭うことを防止するため、保護者に対し、携帯端末の契約時にフィルタリングを利用しない場合には、その理由を記載した書面提出を義務化

(ウ) その他

青少年を保護育成する条例の趣旨を踏まえ、青少年（18 歳未満）への罰則適用規定を見直し

(3) スケジュール

引き続き、青少年健全育成審議会や有識者等への意見聴取、警察・検察庁等関係機関との協議を行うとともに、適宜、議会へ報告しながら、令和 6 年 2 月定例会への条例改正案の提出に向け、検討を進める。

<主な予定>

- 11 月 青少年健全育成審議会、常任委員会（改正素案の説明）
- 11 月下旬～ パブリックコメント
- 2 月 2 月定例会（条例改正議案提出） ※施行時期は周知期間を勘案して設定

(4) 予算（国庫・単県）

—

【参考】面会要求規制、映像送信要求規制（イメージ図）

被害者年齢	20																				
	19																				
	18																				
	17																				
	16																				
	15																				
	14																				
	13																				
	12																				
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22～									
		※14歳未満は罰しない												加害者年齢							

## 改正刑法（性犯罪関係）の概要

### 【改正刑法の主な内容】

#### 1 不同意性交等罪、不同意わいせつ罪（強制性交等罪、強制わいせつ罪の要件改正）

##### ■ 罪名変更

【改正前】  
強制わいせつ罪/準強制わいせつ罪  
強制性交等罪/準強制性交等罪



【改正後】  
不同意わいせつ罪  
不同意性交等罪

##### ■ 構成要件

【改正前】  
暴行又は脅迫を用いて



【改正後】  
被害者が同意しない意思表示することが  
難しい場合として、8つの行為を列挙 ※

※ 暴行・脅迫、心身の障害、アルコール・薬物の  
摂取、意識が不明瞭、拒絶するいとまを与えない、  
恐怖・驚愕、虐待、経済的・社会的地位の利用

【改正後】  
又は、わいせつな行為ではないと誤信させること  
（又は、相手の誤信に乗じること）による

#### 2 性交同意年齢の引き上げ（13歳⇒16歳）

16歳未満との行為は処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

#### 3 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

① わいせつ目的で、16歳未満に対し、威迫、偽計等／拒まれたが反復／金銭等利益供与等により  
面会要求することを処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

※ その結果、わいせつの目的で会うことも処罰

② 16歳未満に対し、性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送る  
よう要求する行為を処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

#### 4 性犯罪についての公訴時効期間の延長〔刑事訴訟法の一部改正〕

5年延長

#### 5 施行期日 令和5年7月13日

##### ■ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪【改正】

被害者年齢	20																						
	19																						
	18																						
	17																						
	16																						
	15																						
	14																						
	13																						
	12																						
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22～											
		※14歳未満は罰しない											加害者年齢										

##### ■ 面会要求等/映像送信要求の罪【新設】

被害者年齢	20																						
	19																						
	18																						
	17																						
	16																						
	15																						
	14																						
	13																						
	12																						
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22～											
		※14歳未満は罰しない											加害者年齢										

（本県条例では、18歳未満の青少年を保護対象として、健全育成を阻害する行為として、淫行、わいせつ行為を禁止している。）